

## 《報酬費用給付金の支給申請をされる方へ》

町田市に住民登録等がある方で成年後見制度を利用している本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、町田市の成年後見制度利用支援事業で、後見人等及び後見監督人等の報酬費用について給付金の支給が受けられます。

なお、以前に申請があった方でも、再度給付を受けたい場合は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。（町田市からのご連絡はいたしません。）

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

※後見監督人等とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人のことをいいます。

※市長申立による場合は申請方法が異なります。別途ご相談ください。

### 1 給付の対象となる方

本人（被後見人等）の住民票が町田市にある方、または保険者等が町田市の方で、かつ以下のいずれかの要件に該当する方です。

#### 【給付対象となる要件】

- (1) 町田市の生活保護を受給している方で、居住する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産（給付金対象月数×20,000円以上の預貯金等）を所有していない方
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- (3) その他市長が認める方（本人が市都民税非課税で、居住する家屋、その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産（給付金対象月数×20,000円以上の預貯金等）を所有していない方）

※後見人等が親族（本人の配偶者、子や兄弟姉妹等6親等内の血族、3親等内の姻族）の方、他の同種の給付又は助成を受けている方（社会福祉士会や司法書士会の成年後見助成基金等）は給付対象となりません。

※保険者等が他自治体の場合、町田市内に住民票があっても給付対象となりません。

※任意後見制度を利用している方は給付対象となりません。

### 2 給付額について

市の予算の範囲内において決定された給付額を上限とします。

#### 【給付の上限額】

給付額は、予算の範囲内となるため、申請期間終了後に審査の上、給付決定者数次第で額が決まります。ただし、上限額は後見人等及び後見監督人等の報酬を合計して月額20,000円（最大24万円）、市民後見人の場合は月額10,000円（最大12万円）です。

家庭裁判所の審判で決定された報酬が市の決定額を超えた分については、給付対象とはなりません。また、審判で決定された報酬額が市の決定額を下回った場合は、その審判決定額が給付の上限額となります。

### 3 給付の対象期間について

対象となる報酬は、2019年度の月（2019年4月以降）をひと月以上含む、申込日以前の最長1年間分の後見人等及び後見監督人等の業務に対する報酬です。ただし、上記の範囲内であっても既に審判が下りている期間につきましては、給付の対象となりません。

※受任または後見等事務終了の時点により、給付の対象期間外となる場合（2018年12月から2019年3月の間に本人が死亡している場合など）は、別途ご相談ください。

### 4 申請期間

2019年5月15日（水）から 2019年12月9日（月）（必着）

### 5 申請に必要な書類

町田市福祉総務課に、申請書及び必要書類（A4サイズで作成）をご提出ください。書類に不備や不足がある場合は、受付できない場合がございますのでご注意ください。

#### 【全員にご提出いただく書類】

#### 1. 町田市成年後見人等報酬費用給付金支給申請書（第1号様式）

※申請者欄は、被後見人等の住所・氏名をご記入ください。

#### 2. 成年後見人等報酬費用給付金支給申請に係る申告書

#### 3. 登記事項証明書の原本（紙形式・発行日より原則3ヶ月以内。ただし、発行日より1年以内で、現状と相違ない旨が確認できれば可とします。）※保佐人又は補助人による代理申請の場合には代理権の確認をいたします。 ※原本は確認後返却します。

#### 4. 収支状況報告書（給付対象期間のもの）

#### 5. 財産目録（給付対象期間のもの）

#### 6. 財産目録に記載のある財産の確認書類（通帳等の写し・現金出納簿等）

#### 7. 直近の報酬付与審判書の写し（裁判所への報酬付与申立が初回の方は不要）

#### 【本人（被後見人等）に関する書類（該当する書類をご提出ください）】

##### （1）生活保護を受給している方

▶保護受給証明書の原本

※給付対象期間最終月において受給していることが確認できるもの。生活援護課で無料発行されます。

##### （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方▶本人確認証の写し

##### （3）（1）と（2）に該当しない方

▶本人の市都民税非課税証明書または非課税であることが確認できる公的機関が発行した書類（写しも可）、預貯金額が確認できるもの（預金通帳等の写し）、収入金額が確認できるもの（年金証書・源泉徴収票・給与明細等の写し）

##### （4）被後見人等が死亡の場合

▶本人が死亡していることを証明する書類（死亡届等の写し）

#### ※給付が決定された方へのお願い※

給付金は、口座振込みでお支払いいたします。振込先口座は、申請者本人（被後見人等）の口座又は「〇〇〇後見人△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。（交付決定の場合、振込先口座が未登録の方については債権者登録依頼書をご提出いただきます。）

## 6 審査・支給（不支給）決定及び給付金の支給について

- (1) 申請期間終了後、内容審査の上、支給の可否について、  
2020年1月9日（木）頃に通知します。
- (2) 交付が決定された場合、支給決定通知書（第2号様式）を添付し家庭裁判所に報酬付与の申立てを2020年1月末日までに行ってください。
- (3) 報酬付与の審判書が家庭裁判所から届きましたら、審判書の写しと支給請求書（第3号様式）を町田市福祉総務課へ提出してください。
- (4) 提出資料を確認の上、登録された口座に給付金を振り込みます。

家庭裁判所	申請者	町田市
	①申請 (必要書類を用意の上、申請)	
		②可否通知（第2号様式） (支給決定の場合、申請者へ第4号様式（請求書）、家裁への上申書を送付。不可の場合は通知のみ)
	③報酬付与申立（1月末まで） (支給決定の場合、家裁への申立書類に第2号様式の <u>写し</u> と市が発行した上申書を添付)	
④報酬審判		
	⑤書類提出 (報酬付与の審判書の <u>写し</u> と第4号様式（請求書）を提出)	
		⑥給付金の支給 (本人の口座に振り込み)

※②の可否通知については、成年後見人等報酬費用給付金支給申請に係る申告書に代理人（後見人等）の記入がある場合は代理人の住所（事務所）に送付します。その際、本人への通知等は代理人から行ってください。

## 7 問い合わせ先

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22  
町田市地域福祉部福祉総務課事業係  
電話 042-724-2537 F A X 050-3101-0928